

第3号議案

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

宮城県教育委員会行政組織規則(昭和41年宮城県教育委員会規則第4号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月14日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤靖彦

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正の概要

1 改正内容

(1)本庁各課室の分掌事務の変更に係る関係規定の改正

① 教職員課及び義務教育課の再編

市町村立学校の県費負担教職員に関する定数管理と人事管理を一元化するため、教職員の定数に関する事務を、義務教育課から教職員課に移管するもの

② 総務課と教育企画室の再編

教育委員会における広報及び広聴等に関する事務を、総務課から教育企画室に移管するもの

【改正:第8条、第8条の2、第10条、第11条】

(2)職員の職に関する関係規定の改正

○ 職の新設

急速に進展する少子化に最優先で対応する必要があるため、県立高校将来構想の見直しや県立高校の再編等に関すること等の教育改革に係る業務を統括する職として、「教育改革担当課長」を新設するもの

【改正:第17条】

(3)県立学校の新設に係る関係規定の改正

○ 県立学校の新設

令和6年4月1日に開校する、「宮城県立秋保かがやき支援学校」を規定するもの

【改正:第26条関係】

2 施行期日

令和6年4月1日

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条の二に次の一号を加える。

三 広報及び広聴に関すること。

第十条中第八号を第九号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 小学校、中学校（高校教育課の分掌に係るものを除く。）及び義務教育学校の教職員定数に関すること。

第十一条第二号中「及び教職員定数」を削る。

第十七条第二項中「表の上欄に掲げる職」を「各号に掲げる職」に、「それぞれ当該中欄に掲げる組織」を「同号に掲げる組織」に、「当該下欄に掲げるとおり」を「同号に定めるとおり」に改める。

第十七条第二項に次の各号を加え、同項の表を第二号の表に改める。

一 高校教育課に教育改革担当課長を置き、その職務は、上司の命を受け、県立高校将来構想の推進に関する事務を掌理する。

二 次の表の上欄に掲げる職（課及び室の特定の専門的事項に関する事務を掌理する職をいう。）を同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

第十七条第四項中「総括技術補佐及び技術補佐は技術職員を」の下に「担当課長は事務職員を」を加える。

| |
|------------|
| 宮城県立視覚支援学校 |
|------------|

| |
|-----|
| 仙台市 |
|-----|

| |
|------------|
| 宮城県立聴覚支援学校 |
|------------|

第二十六条の表中

| | | | | | | |
|------------|------------|------------|-------------|----------------|------------|-------------|
| 宮城県立視覚支援学校 | 宮城県立聴覚支援学校 | 宮城県立光明支援学校 | 宮城県立小松島支援学校 | 宮城県立秋保かがやき支援学校 | 宮城県立拓桃支援学校 | 宮城県立西多賀支援学校 |
| | | | | | | 仙台市 |

に改める。

| | | | |
|------------|-------------|------------|-------------|
| 宮城県立光明支援学校 | 宮城県立小松島支援学校 | 宮城県立拓桃支援学校 | 宮城県立西多賀支援学校 |
| | | | |

を、

附 則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

| 改正後 | 現行 | 備考 |
|---|---|----------------|
| <p>目次 (略)</p> <p>第一章 総則 (略)</p> <p>第二章 本庁</p> <p>第一節 組織</p> <p>第七条から第七条の二まで (略)</p> <p>第二節 事務分掌 (総務課)</p> <p>第八条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一から十八まで (略)</p> <p>十九 調査及び統計に関すること。</p> <p>二十 遺児等の奨学金に関すること。</p> <p>二十一 教育事務所に関すること。</p> <p>二十二 その他他課(室)の分掌に属さない事務に関すること。</p> <p>(教育企画室)</p> <p>第八条の二 教育企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 教育行政に関する総合的な企画及び立案に関すること。</p> <p>二 教育行政の情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。</p> <p>三 広報及び広聴に関すること。</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(教職員課)</p> <p>第十条 教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> | <p>目次 (略)</p> <p>第一章 総則 (略)</p> <p>第二章 本庁</p> <p>第一節 組織</p> <p>第七条から第七条の二まで (略)</p> <p>第二節 事務分掌 (総務課)</p> <p>第八条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一から十八まで (略)</p> <p>十九 広報及び広聴に関すること。</p> <p>二十 調査及び統計に関すること。</p> <p>二十一 遺児等の奨学金に関すること。</p> <p>二十二 教育事務所に関すること。</p> <p>二十三 その他他課(室)の分掌に属さない事務に関すること。</p> <p>(教育企画室)</p> <p>第八条の二 教育企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 教育行政に関する総合的な企画及び立案に関すること。</p> <p>二 教育行政の情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(教職員課)</p> <p>第十条 教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> | <p>分掌事務の変更</p> |

一から三まで (略)

四 小学校、中学校（高校教育課の分掌に係るものを除く。）及び義務教育学校の教職員定数に関すること。

五 義務教育の国庫負担に関すること。

六 教職員の組織する職員団体に関すること（総務課の分掌に係るものを除く。）。

七 教育職員の免許に関すること。

八 職員及び県費負担教職員（教育職員及び栄養職員に限る。）の研究に関すること。

九 総合教育センターに関すること。

（義務教育課）

第十一条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 (略)

二 小学校、中学校（高校教育課の分掌に係るものを除く。）及び義務教育学校の学級編制

三から十まで (略)

第十二条から第十五条の二まで (略)

第三節 職制

第十六条 (略)

（職及び職務）

第十七条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職を同号に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ同号に定めるところとする。

一 高校教育課に教育改革担当課長を置き、その職務は、上司の命を受け、県立高校将来構想の推進に関する事務を掌理する。

二 次の表の上欄に掲げる職（課及び室の特定の専門的事項に関する）

一から三まで (略)

四 義務教育の国庫負担に関すること。

五 教職員の組織する職員団体に関すること（総務課の分掌に係るものを除く。）。

六 教育職員の免許に関すること。

七 職員及び県費負担教職員（教育職員及び栄養職員に限る。）の研究に関すること。

八 総合教育センターに関すること。

（義務教育課）

第十一条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 (略)

二 小学校、中学校（高校教育課の分掌に係るものを除く。）及び義務教育学校の学級編制及び教職員定数に関すること。

三から十まで (略)

第十二条から第十五条の二まで (略)

第三節 職制

第十六条 (略)

（職及び職務）

第十七条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ当該中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。

一 高校教育課に教育改革担当課長を置き、その職務は、上司の命を受け、県立高校将来構想の推進に関する事務を掌理する。

分掌事務の変更

分掌事務の変更

担当課長の職の新設及び専門監の職の一部見直し

る事務を掌理する職をいう。)を同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

表
(略)

3 (略)

4 課(室) 長は事務職員又は技術職員を、総括課(室) 長補佐は事務職員又は技術職員を、課(室) 長補佐は事務職員、指導主事、社会教育主事又は管理主事を、総括技術補佐及び技術補佐は技術職員を、担当課長は事務職員を、小中学校人事専門監、県立学校人事専門監、心のサポート専門監、特別支援教育専門監、学校安全・防災専門監、社会教育専門監及び企画員は事務職員又は技術職員をもつて充てる。

第十八条から第十九条の二まで (略)

第三章 地方機関

第一節 組織及び事務分掌

第二十条から第二十二条まで (略)

第二節 職制

第二十三条から第二十五条まで (略)

第四章 教育機関

第一節 学校

(設置)

第二十六条 県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)により設置された高等学校、中学校及び特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりである。

| 名称 | 位置 |
|-----|-----|
| (略) | (略) |

表
(略)

3 (略)

4 課(室) 長は事務職員又は技術職員を、総括課(室) 長補佐は事務職員又は技術職員を、課(室) 長補佐は事務職員、指導主事、社会教育主事又は管理主事を、総括技術補佐及び技術補佐は技術職員を、担当課長は事務職員を、小中学校人事専門監、県立学校人事専門監、心のサポート専門監、特別支援教育専門監、学校安全・防災専門監、社会教育専門監及び企画員は事務職員又は技術職員をもつて充てる。

第十八条から第十九条の二まで (略)

第三章 地方機関

第一節 組織及び事務分掌

第二十条から第二十二条まで (略)

第二節 職制

第二十三条から第二十五条まで (略)

第四章 教育機関

第一節 学校

(設置)

第二十六条 県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)により設置された高等学校、中学校及び特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりである。

| 名称 | 位置 |
|-----|-----|
| (略) | (略) |

職の新設に伴い担当課長に充てる職員の追加

県立学校の新設

| | |
|----------------|-----|
| 宮城県立視覚支援学校 | 仙台市 |
| 宮城県立聴覚支援学校 | |
| 宮城県立光明支援学校 | |
| 宮城県立小松島支援学校 | |
| 宮城県立秋保かがやき支援学校 | |
| 宮城県立拓桃支援学校 | |
| 宮城県立西多賀支援学校 | (略) |
| (略) | |

第二十七条から第二十九条の六まで (略)

第二節 学校以外の教育機関

第一款 組織及び事務分掌

第三十条から第三十五条の五まで (略)

第二款 職制

第三十六条から第三十九条まで (略)

第五章 附属機関

第四十条 (略)

第六章 指定管理者に管理を行わせる公の施設

第四十一条 (略)

| | |
|-------------|-----|
| 宮城県立視覚支援学校 | 仙台市 |
| 宮城県立聴覚支援学校 | |
| 宮城県立光明支援学校 | |
| 宮城県立小松島支援学校 | |
| 宮城県立拓桃支援学校 | |
| 宮城県立西多賀支援学校 | |
| (略) | (略) |
| (略) | |

第二十七条から第二十九条の六まで (略)

第二節 学校以外の教育機関

第一款 組織及び事務分掌

第三十条から第三十五条の五まで (略)

第二款 職制

第三十六条から第三十九条まで (略)

第五章 附属機関

第四十条 (略)

第六章 指定管理者に管理を行わせる公の施設

第四十一条 (略)

第七章 雑則

第四十二条及び第四十三条 (略)

附則 (略)

別表第一 (略)

別表第二 (略)

別表第三 (略)

第七章 雑則

第四十二条及び第四十三条 (略)

附則 (略)

別表第一 (略)

別表第二 (略)

別表第三 (略)

第4号議案

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年宮城県教育委員会規則第12号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月14日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正の概要

- 1 改正理由
令和6年度組織改編により「担当課長」の職が新設されることに伴い、教育長の専決事項に関する規定の改正を行うもの
- 2 改正内容
現在の専門監の職の一部が移行される職として担当課長が新設されることに伴い、第2条第1項に規定している教育長の専決事項のうち、第1号の職員等の任免の対象から除く職として専門監と同様に「担当課長」を規定する。
- 3 施行期日
令和6年4月1日

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「課長職以上にある者」の下に「、担当課長」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

○教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

| 改正案（新） | 現行（旧） | 備考 |
|---|--|------------------------------|
| <p>第一条（略）</p> <p>第二条 教育長は、次の各号に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>一 教育庁及び学校以外の教育機関の職員（本庁課長職以上にある者、担当課長、専門監、庁副参事及び庁技術副参事並びに総合教育センター、図書館、美術館及び東北歴史博物館の部長職以上にある者を除く。）、学校の教職員（校長、事務部長及び海洋総合実習船長を除く。）並びに県費負担教職員（校長を除く。）の任免を行うこと。</p> <p>二から十四まで（略）</p> <p>第三条（略）</p> | <p>第一条（略）</p> <p>第二条 教育長は、次の各号に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>一 教育庁及び学校以外の教育機関の職員（本庁課長職以上にある者、<u>担当課長</u>、専門監、庁副参事及び庁技術副参事並びに総合教育センター、図書館、美術館及び東北歴史博物館の部長職以上にある者を除く。）、学校の教職員（校長、事務部長及び海洋総合実習船長を除く。）並びに県費負担教職員（校長を除く。）の任免を行うこと。</p> <p>二から十四まで（略）</p> <p>第三条（略）</p> | <p>「担当課長」の職が新設されたことに伴う改正</p> |